一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　東清川
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　和歌山県紀の川市上鞆渕字清川
　七七二番一　一号
　七七五番　二号から五号まで

○海上保安庁告示第九号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十二年一月六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都中央区築地五丁目三番一号
二　水路測量を実施する区域及び期間
　イ　区域
　(イ)　北緯三三度五二分三七秒東経一三七度三五分四二秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内
　(ロ)　北緯三三度四〇分一四秒東経一三六度五九分五五秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
　(ハ)　北緯三三度二〇分二秒東経一三六度一九分五七秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
　(ニ)　北緯三三度九分三七秒東経一三五度三四分一八秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内
　(ホ)　北緯三二度五二分一六秒東経一三四度四八分五〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内
　ロ　期間　平成二十二年一月十四日から平成二十二年一月二十五日まで
三　水路測量の実施方法　音響測距装置、ＧＰＳ測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測
四　航行船舶に対する安全措置
　イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
　ロ　四管区水路通報（平成二十一年十二月十八日発行）、五管区水路通報第五十一号（平成二十一年十二月二十五日発行）により通報

○関東地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月六日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百六十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
相模原市城山町中沢字信五七五番三から同市城山町中沢字信五六二番一まで	前	九六・三八～一一九・五五メートル	〇・〇四一キロメートル
	後	一〇二・二〇～一二二・一一メートル	〇・〇四一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月六日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四百六十八号　相模原市城山町中沢字信五七九番二から同市城山町中沢字信五六二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年一月六日

○中国地方整備局告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年一月六日

中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　鳥取県
二　都市計画事業の種類及び名称　鳥取都市計画道路事業三・二・二号福部伏野線及び三・四・八号宮下十六本松線
三　事業施行期間　自平成二十二年一月六日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　鳥取県鳥取市秋里字松下及び字上下水越地内
　使用の部分　鳥取県鳥取市秋里字松下及び字上下水越地内

○九州地方整備局告示第一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月六日

九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	中津市大字伊藤田字夜鳴二〇〇八番八から同市大字野依字与右エ門迫一〇三九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年一月六日

国会事項

衆議院

辞令

（記録部第二課）衆議院参事　本橋　洋子
記録部総務主幹を命ずる
（記録部第一課）同　原田　宏
記録部第三課長を命ずる
（記録部総務主幹）同　長谷川和平
記録部第四課長を命ずる
（憲法審査会事務局総務課調整主幹）同　望月　譲
衆議院法制局へ出向を命ずる（以上一月一日）

衆議院法制局

辞令

（法制企画調整部調査課長）衆議院法制局参事　城戸　宣正
法制企画調整部副部長を命ずる
法制企画調整部調査課長事務取扱を命ずる
（憲法審査会事務局総務課調整主幹）衆議院参事　望月　譲
衆議院法制局参事に任命する
第三部第二課長を命ずる
衆議院法制局参事　森　恭子
第五部第一課調整主幹を命ずる
（第三部長第三部第二課長事務取扱）衆議院法制局参事　鈴木　正典
第三部第二課長事務取扱を免ずる（以上一月一日）

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張
　内閣総理大臣鳩山由紀夫は、二十一年十二月二十七日インド国へ出張のため出発した。
　須藤　正彦
　千葉　勝美

高等裁判所長官
最高裁判所判事に任命する（各通）
　房村　精一
判事
高等裁判所長官に任命する
　藤巻　正志
内閣官房行政改革推進室室員に任命する